

決算短信の総合的見直しのポイント

決算短信の総合的見直しの3つの視点

- 1．スクラップ・アンド・ビルド（大きな枠組みの見直し）
 - ・最低限の共通項目を定め、それ以外は重要性等に応じて開示の要否を選択できる仕組みの導入（→迅速、適切な開示に向けた対応）
 - ・連結情報・単体情報を一体の資料として開示
- 2．迅速な開示の実現
 - ・投資者が必ずしも決算発表時に必要としないと考えられる情報を他の開示資料等に委ねる
 - ・望ましい開示時期の明示
- 3．適切な開示の実現
 - ・開示項目を再整理し、投資者ニーズに適応した開示内容への見直し

§ 決算短信の構成の見直し

- 「決算短信（連結）」、「個別財務諸表の概要」に分離されていた連結情報、個別情報を一体の資料に
- 「サマリー情報（定型様式（2ページ））」と「定性的情報・財務諸表等」により構成

§ 開示内容の見直し

○ サマリー情報（定型様式（2ページ））

- 「売上高経常利益率」を「売上高営業利益率」に見直し
- 配当情報を「個別財務諸表の概要」からサマリー情報の1ページ目に移行
- 配当性向、純資産配当率を連結ベースに見直し
- 「営業利益」予想を業績予想の開示項目に追加
- 連結子会社の状況（連結子会社数等）を、重要な子会社の異動の有無等に限定
- 個別業績予想は、上場会社が重要性が大きいと判断できる場合、省略可能

○ 定性的情報等

- 経営成績、企業集団の状況、経営方針の順に記載

（経営成績）

- 次期の見通しにおいて、セグメント・事業分野別の見通し、業績に大きな影響を与える可能性のある要因・事象、業績予想の前提条件（その変動により業績予想値が大きく変動する可能性がある場合）を開示することを改めて明記

(企業集団の状況)

- 最近の有価証券報告書から重要な変更がない場合、省略可能 (その旨及び参照すべき有価証券報告書を記載)

(経営方針)

- 各項目について経営方針が開示されている最近の決算短信 (中間決算短信、追加開示資料を含む。) から重要な変更がない場合は省略可能 (その旨及び参照すべき決算短信 (中間決算短信、追加開示資料を含む。) 、掲載ウェブサイトURLを記載)
 - * 名証ホームページで各上場会社の過去 5 年分の決算短信 (中間決算短信、追加開示資料を含む。) を掲載予定
- 開示を省略した場合、重要でない変更を反映した経営方針を決算発表追加資料として開示することも可能
- 4 期連続して開示を省略している項目については省略不可 (決算発表追加資料において開示されている場合を除く。)
 - 「投資単位の引下げに関する基本的な考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」には、決算短信から分離。開示内容・時期等については、改めて公表する予定

○ 連結財務諸表

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 最近の有価証券報告書から重要な変更がない場合、省略可能 (その旨及び参照すべき有価証券報告書を記載)

(連結財務諸表に関する注記事項)

- リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等に関する注記事項は、上場会社が重要性が大きくなると判断できる場合、省略可能 (その旨を記載)

○ 個別財務諸表

- 重要な会計方針、個別財務諸表に関する注記事項 (継続企業の前提を除く。) は、上場会社が重要性が大きくないと判断できる場合、省略可能

○ 業績予想開示

- 特段のやむを得ない事情がない限り、特定の数値により、通期・中間期の予想を開示することを改めて明記
- やむを得ず業績予想を開示できない場合も、決算短信において、現時点で業績予想を開示できない理由のほか、期末・中間期末 (又は四半期末) に近づき開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示時期の見込みを記載

§ 迅速な開示のための見直し

- 投資者が決算発表時に必要とすると考えられる情報を整理し、それ以外の情報は他の開示

資料等に委ねることによる迅速な開示に向けた環境の整備

- 45日以内での開示が適当であり、30日以内（決算期末が月末の場合は翌月内）での開示がより望ましいことを明記
 - * ただし、上記日程での開示を義務付けられるものではなく、上場会社は決算発表において期待される情報量・信頼性を欠くことのないように留意が必要
- 50日以内の開示を行わなかった場合、理由及び翌年以降の開示時期について計画・見込みを開示
 - * 平成20年2月期決算発表までは適用除外、平成20年3月期～平成21年2月期決算発表までは55日以内

§ 中間決算短信の見直し

- 決算短信に準じた見直し
 - 法定四半期開示制度の適用が開始される平成20年4月1日から開始する事業年度以後は、中間決算短信を廃止し、四半期財務・業績の概況の開示に統合予定（法定四半期開示制度適用後における四半期財務・業績の概況の開示内容等については、改めて公表する予定）

§ 適用時期

- 決算短信については平成19年3月期決算発表から、中間決算短信については平成19年9月期中間決算発表から適用

以 上